

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
たるとその翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更等

字の区域の新設等

土地改良法による換地処分(二件)

告 示

鳥取県告示第三百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による加勢蛇川第二地区第五工区の換地処分の公告があつた日の翌日

からその効力を生ずる。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	
大字中尾字谷頭	同上の区域(昭和五十九年六月一日現在の地番による。)
大字中尾字堂免	大字中尾字谷頭のうち五四三の一、五四四の二、五四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中尾字堂免	大字中尾字堂免のうち五四八の一、五四九の一、五五〇、五五一、五五二の一、五五三の一以外の区域
大字中尾字荒木田	大字中尾字荒木田のうち五八二の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字中尾字下イ ツン坊	大字中尾字下イツン坊のうち五八三の一以外の区域
大字中尾字伊勢 野	大字中尾字伊勢野のうち五八五の五の一部、五八五の六から五八五の一五まで、五八七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 これらと一体をなす国有地 大字中尾字谷頭五四三の一、五四四の三、五四六の二及び 大字中尾字堂免五四八の一、五四九の一、五五〇、五五一、五五二の一、五五三の一 大字中尾字荒木田五八二の三及びこれと一体をなす国有地 大字中尾字下イツン坊五八三の一 大字中尾字イツン坊五九一の一の一部 大字中尾字中伊勢野六八一の一の一部、六八二から六八九まで及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字金屋字鳥ヶ尾</p> <p>大字金屋字鳥ヶ尾のうち一四二の二、一五一から一五三まで、一五四の一、一五四の二及びこれらと一体をなす国外地以外の区域</p>	<p>大字金屋字宮ノ前</p> <p>大字金屋字宮ノ前の全域 大字金屋字鳥ヶ尾一四二の二、一五一から一五三まで、一五四の一の二、一五四の二及びこれらと一体をなす国外地 大字金屋字大田一九六の一部、二〇〇の一部、二〇二の一部、二〇八の一部、二〇九、二一一から二一四までの一部、二一五、二一六及びこれらと一体をなす国外地 大字金屋字矢倉垣二二七の一部、二一八の一部、二二四の一部及びこれらと一体をなす国外地 大字杉下字大澤四八の二から四八の四までの一部及びこれらと一体をなす国外地並びに五〇と一体をなす国外地の二部 大字杉下字鳥ヶ尾五二〇の一の一部、五二三の三の一部、五二三の八の一部及びこれらと一体をなす国外地</p>	<p>大字金屋字大田</p> <p>大字金屋字大田のうち一九六の一部、二〇〇の一部、二〇二の一部、二〇八の一部、二〇九、二一一から二一四までの一部、二一五、二一六及びこれらと一体をなす国外地以外の区域 大字金屋字矢倉垣二二四、二二五と一体をなす国外地の一部</p>	<p>大字金屋字矢倉垣</p> <p>大字金屋字矢倉垣のうち二二七の一部、二一八の一部、二二四の一部、二四〇から二四二までの一部及びこれらと一体をなす国外地並びに二二四、二二五と一体をなす国外地以外の区域 大字金屋字前谷二四六の一部、二四七の一部、二四九の一部及びこれらと一体をなす国外地</p>
---	---	---	---

<p>大字金屋字前谷</p> <p>大字金屋字前谷のうち二四六から二四九まで、二五二から二六〇まで及びこれらと一体をなす国外地以外の区域</p>	<p>大字金屋字石塚</p> <p>大字金屋字石塚のうち二六一から二六五まで、二七四から二七八まで及びこれらと一体をなす国外地以外の区域 大字金屋字金屋田のうち二七九の一部、二八〇の二の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国外地以外の区域 大字金屋字矢倉垣二四〇から二四二までの一部及びこれらと一体をなす国外地 大字金屋字前谷二四六の一部、二四七の一部、二四八、二四九の一部、二五二から二六〇まで及びこれらと一体をなす国外地 大字金屋字石塚二六一から二六五まで、二七五から二七七までの一部、二七八及びこれらと一体をなす国外地 大字金屋字三反田二九六の一部、二九七の一部、三〇〇の一の一部、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国外地 大字中尾字上伊勢野開六五四の一部、六五五の一部、六五七の二及びこれらと一体をなす国外地 大字槻下字上齊ノ尾九九八の三〇、九九八の三一の一部、一〇〇の一の一部及びこれらと一体をなす国外地 大字槻下字上柏谷一〇〇二から一〇〇五までの一部及びこれらと一体をなす国外地</p>	<p>大字金屋字三反田</p> <p>大字金屋字三反田のうち二九六から二九九まで、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一、三〇二の一、三〇三及びこれらと一体をなす国外地以外の区域</p>	<p>大字金屋字梶山</p> <p>大字金屋字梶山のうち三二〇の四以外の区域 大字金屋字堂ノ前 大字金屋字堂ノ前の全域 大字金屋字石塚二七四、二七五から二七七までの一部及び</p>
--	---	---	---

<p>これらと一体をなす国有地 大字金屋字金屋田二七九の一部、二八〇の二の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字三反田二九六の一部、二九七の一部、二九九の一部、三〇〇の二の一部、三〇〇の三、三〇一の一部、三〇二の一部、三〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字金屋字敷ノ下のうち三六七の一部、三六九の一部、三七六の一部、三七七の一部、三七八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字金屋字梶山三二〇の四 大字金屋字高下添三八七の一部、三九一の一部、三九二から三九六まで、三九七から三九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字才中^{五五}、合併の一部、五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字東源六七三の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字金屋字高下添のうち三八七の一部、三九一の一部、三九二から三九六まで、三九七から三九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字金屋字敷ノ下三七六の一部、三七七の一部、三七八及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字桜ノ木四〇五から四〇八まで、四〇九の一部、四一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字芳国四三六から四三八までの一部、四三九及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字河原廣四四〇の一部、四四一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字莊田四四八から四五〇までの一部、四五二の一部、四五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>		
<p>大字杉下字東源六七三の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字源六七五の一部、七五の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字金屋字桜ノ木のうち四〇五から四〇八まで、四〇九の一部、四一〇の一部、四一七から四一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字金屋字芳国四二九から四三五まで、四三六から四三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字河原廣四四〇の一部、四四一の一部、四四二、四四三、四四四の一部、四四五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字源六七五の一部、七五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字金屋字芳国のうち四二九から四三九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字金屋字河原廣のうち四四〇から四四七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字金屋字莊田のうち四四八から四五〇までの一部、四五二の一部、四五三の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字金屋字河原廣四四〇の一部、四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字墓ノ前四六七の一部、四七一の一部、四七二の一部 大字中尾字上伊ツン坊六三〇の一部、六三一の一部、六三二、六三三、六三四の一部、六三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字杉下字才中</p>	<p>大字杉下字三反長</p>	<p>大字金屋字墓ノ前</p>
<p>大字杉下字才中のうち五一の一、五一の三、五二の二、五三の一部、五五 合併の一部、五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字小フケ七七、五八の一、五八の二、五八次一、五九、五九の一、六〇、六〇の一、六一、六二、六二の一、</p>	<p>大字杉下字三反長のうち一から一三まで、一四の一部、一五の一部、一六の一部、一七の一部、一九の一部、一九の二の一部、三六の一部、四〇の二の一部、四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字大澤四六四七 合併の一部、四八の三の一部、四九の一部、五〇の一部、五二四の一部、五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字才中五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字ショツ原二五四の二の一部、二六八の四、二六九の一部、二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五四、二五四の一と一体をなす国有地の一部 大字杉下字鳥ヶ尾五二二の二の一部、五二三の九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二二の二、五二三の一、五二三の二、五二三の七と一体をなす国有地</p>	<p>大字金屋字墓ノ前のうち四六七の一部、四七一の一部、四七二の一部以外の区域 大字金屋字河原廣四四〇の一部、四四四の一部、四四五の一部、四四六、四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字莊田四四八の一部、四六六の一部及びこれらと一体となす国有地 大字中尾字上伊ツン坊六二七の二、六二九の二、六三〇の一部、六三一の一部</p>
<p>大字杉下字光安</p>	<p>大字杉下字源六</p>	<p>六三の一部、六四の二の一部、六四の二の一部、六五の一部、六六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字東源六七二の一部、七二の二、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字王神一二七の一部、一二八の一部、一三〇の一部、一三二の一部、一三三の一部、一三三の二の一部、一三四の一部、一三五、一三六の一部、一三六の二の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字金屋字藪ノ下三六七の一部、三六九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字杉下字明田一一一の一部</p>	<p>大字杉下字東源六六七の一部、六七の一、六八、六八の一から六八の三まで、六九、七〇、七〇の一、七一、七二の一部、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字明田一一一の一部</p>	<p>大字杉下字光安の全域 大字杉下字源六七五の一部、七九の一の一部、七九内第一、七九次一、八〇の一部、八〇次一、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字四反田一一〇三の一、一〇三の二の一部、一〇四の一、一〇五の一部、一〇五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字明田一一一の一部 大字金屋字椋ノ木四一七から四一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>西 大字杉下字宮ノ</p>	<p>田 大字杉下字四反</p>
<p>大字杉下字宮ノ西のうち二二〇の二の一部、二二一の二の一部、二二二の二の一部、二二三の二の一部、二二四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字小フケ六六の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字杉下字東源六六七の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字杉下字源六八一の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字杉下字明田一〇九から一一二までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字王神一二六の二の一部、一二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字末政一六〇の二の一部、一六五の二の一部、一六八の二、一六八の三、一六八の四、一六八の五から一六八の七まで及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字北田一六九の二の一部、一六九の三、一七〇の二の一部、一七〇の三、一七〇の四、一七〇の五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字杉下字四反田のうち一〇三の二の一部、一〇三の三の一部、一〇四の二の一部、一〇五の二の一部、一〇五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字明田一〇八、一〇九から一一二までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字北田一六九の二の一部、一七〇の二の一部、一七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字三窪田一八三の二の一部、一八三の三、一八四及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字四反田一八五の二の一部、一八五の三、一八六の二、一八六の三、一八七の二、一八七の三、一八七の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字杉下字末政</p>	<p>大字杉下字王神</p>
<p>大字杉下字末政のうち一六〇の二の一部、一六五の二の一部、一六六の二、一六八の二、一六八の三、一六八の四、一六八の五から一六八の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字三反長三六の二の一部、四〇の二の一部、四〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字才中五一の三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字杉下字宮ノ西二二〇の二の一部、二二一の二の一部、二二二の二の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字王神一三八の三の一部、一四〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四〇の二と一体をなす国有地 大字杉下字宮ノ前の全域 大字杉下字丸山一四五、一四五の二、一四六から一四九まで、一五〇の三の一部、一五五の二、一五六及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字石塚二二七の四、二二七の八、二二八と一体を</p>	<p>大字杉下字王神のうち二六から二八までの二の一部、一三〇の二の一部、一三二の二の一部、一三三の二の一部、一三三の三の一部、一三四の二の一部、一三五の二の一部、一三六の二の一部、一三七の二の一部、一三八の三の一部、一四〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四〇の二と一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字大澤五〇の二の一部、五二四の二の一部、五二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字才中五一の二、五一の三の一部、五二の二、五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字小フケ六六の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字杉下字宮ノ西二二三の二の一部、二二三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字杉下字丸山	なす国有地の一部
大字杉下字北田	大字杉下字丸山のうち一四五、一四五の一、一四六から一四九まで、一五〇の三、一五五の二、一五六及びこれらと一体をなす国有地並びに一五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字杉下字三窪田	大字杉下字北田のうち一六九、一六九の一、一七〇の二から一七〇の三まで、一七一の六、一七一の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字杉下字四反田	大字杉下字三窪田のうち一八三の一、一八三の二、一八四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字杉下字石塚	大字杉下字四反田のうち一八五の一、一八五の二、一八六の一、一八六の二、一八七の三、一八七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字杉下字若宮	大字杉下字石塚のうち二二〇の二、二二〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二一七の四、二一七の八、二一八、二一九、二二〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本のうち二九二の一の一部、二九六の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一の一部、二九六の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一の一部、二九六の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一の一部、二九六の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一の一部、二九六の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地
大字杉下字墓ノ本	大字杉下字墓ノ本二九二の一及びこれと一体をなす国有地

<p>大字杉下字西ゲ ンズイ</p>	<p>大字杉下字太郎 右エ門</p>	<p>大字杉下字徳シ ゲ</p>
<p>大字杉下字西ゲンズイのうち四三六の一、四三六の三、四三六の四、四三七の一、四三八の一、四三九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字杉下字太郎右エ門のうち四二二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字杉下字若宮二三二の八の一部、二三五の一の一部、二三六の一部、二三六の一、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字徳シゲ四〇三次一の一部、四〇三内第一の一部、四〇三の二の一部、四〇七の一部、四〇八から四一〇まで、四一一の一、四一一次一の一部、四一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字源ズイ四四五の一部、四四七の一部、四四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字杉下字徳シゲのうち四〇三次一の一部、四〇三内第一の一部、四〇三の二の一部、四〇七の一部、四〇八から四一〇まで、四一一の一、四一一次一の一部、四一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字若宮二三六から二三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字三郎助二四七の一部、二四七次一の一部、二四八の一部、二四八次一及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字棚田二四九と一体をなす国有地の一部 大字杉下字源ズイ四四八の一部、四五一の一部、四五一次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字竹下四五二の一部、四五二次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字大門五七八の二</p>
<p>大字杉下字長田 山</p>	<p>大字杉下字鳥ケ 尾</p>	<p>大字杉下字源ズ イ</p>
<p>大字杉下字長田山のうち五二九の一の一部以外の区域 大字杉下字三反長一から一三まで、一四の一部、一五の一の一部、一六の一部、一七の一部、一九の一部、一九の一の一部 大字杉下字シヨジ原二七〇の一部、二七五から二七七までの一部、二七九の一部、二八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字墓ノ下モ二八一、二八二、二八二内第一、二八二次一、二八三、二八四、二八四の一、二八五、二八五の一、二八五の二、二八五次一、二八六から二九〇まで、二九一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字杉下字鳥ケ尾のうち五二〇の一の一部、五二三の一の一部、五二三の三の一部、五二三の八の一部、五二三の九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二二の二、五二三の一、五二三の二、五二三の七と一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字大澤^(四六)_(四七)合併の一部、四八の一、四八の二から四八の四までの一部、四九の一部、五〇の一部、五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字長田山五二九の一の一部 大字金屋字鳥ケ尾一五四の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字杉下字源ズイのうち四四〇から四四二まで、四四三の一、四四三の二、四四四、四四四の一、四四五から四五二まで、四五二の一、四五一次一から四五一次三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字杉下字竹下のうち四五二、四五二の一、四五二次一、四五三、四五三の二、四五四、四五四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字杉下字墓ノ本二九二の一の一部及びこれと一体をなす 国有地</p>	<p>大字杉下字岡ノ成ル五二八の一と一体をなす国有地の一部 大字杉下字鳥ヶ尾五二二の一の一部及びこれと一体をなす 国有地</p>	<p>大字杉下字岡ノ 成ル</p>	<p>大字杉下字岡ノ成ルのうち五二八の一と一体をなす国有地 の一部以外の区域</p>	<p>大字杉下字大門</p>	<p>大字杉下字大門のうち五七八の二以外の区域</p>	<p>大字森藤字大フ ケ</p>	<p>大字森藤字大フケのうち一二の一の一部、一二の二の一部、 一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四と一 体をなす国有地の一部以外の区域 大字森藤字角田一八、一九の一部、二〇の一の一部、二一 の一部、二二の二の一部、二二の二の一部、二六の一部、 二七の一の一部、二七の二、二七次一、二八の一部、二九 、二九の一、三〇の一部、三〇の一の一部、三一の一部、三 二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字源ズイ四四一の一部、四四八から四五一までの 一部、四五一の一、四五一次一の一部、四五一次二、四五 一次三及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字竹下四五二の一部、四五二の一、四五二の一の 一部、四五三、四五三の二、四五四、四五四の一及びこれ らと一体をなす国有地</p>	<p>大字森藤字角田</p>	<p>大字森藤字角田のうち一八、一九の一部、二〇の一、二〇 の二、二一の一の一部、二二の二の一部、二二の二の一部、 二二の二の一部、二三の一の一部、二四の一、二五、二六、二 七の一、二七次一、二七の二、二八、二九、二九の一、三 〇、三〇の一、三一、三二及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域 大字杉下字太郎右エ門四二二の二と一体をなす国有地の一</p>
<p>部 大字杉下字源ズイ四四〇、四四一の一部、四四二、四四三 の一、四四三の二、四四四、四四四の一、四四五の一部、 四四六、四四七から四五〇までの一部及びこれらと一体を なす国有地</p>	<p>大字森藤字六反田のうち三三三の一部、三四の一の一部、三 八の一、三九、四〇の一、四一の一、四一の二及びこれら と一体をなす国有地以外の区域 大字森藤字角田二〇の一の一部、二〇の二、二二の一の一 部、二二の二の一部、二二の二の一部、二三の一の一部、二四 の一、二五、二六の一部、二七の一の一部、二八の一部、 三三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字森藤字六反 田</p>	<p>大字森藤字小寺田のうち四七の一の一部及びこれと一体を なす国有地以外の区域 大字森藤字六反田三八の一、三九、四〇の一、四一の一、 四一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字森藤字稲荷前一〇八(合併の一部) 大字杉下字西ゲンズイ四三六の一、四三六の三、四三六の 四、四三七の一、四三八の一、四三九の一及びこれらと一 体をなす国有地</p>	<p>大字森藤字小寺 田</p>	<p>大字森藤字土居ノ内のうち五三の二の一部、五四の一部、 六四から六六までの一部、六七、六七の一、六八及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域 大字森藤字六反田三三の一部、三四の一の一部及びこれら と一体をなす国有地 大字森藤字宮城九四の一の一部及びこれと一体をなす国有 地並びに九五、九六 (九七の一) 合併と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字森藤字土居 ノ内</p>	<p>大字森藤字宮城九四の一の一部及びこれと一体をなす国有 地並びに九五、九六 (九七の一) 合併と一体をなす国有地の一部</p>		

<p>大字森藤字上大フケ</p> <p>大字森藤字上大フケのうち七二、七二の一、七三、七三の一、七四、七四の一、七五、七五の一、七六、七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字森藤字宮城</p> <p>大字森藤字宮城のうち九四の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九五、九六、九七の一(合併と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字森藤字大フケ一二の一の一部、一二の二の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字森藤字角田三〇の一部、三〇の一の一部、三一の一部、三二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字森藤字六反田三三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字森藤字土居ノ内五三の二の一部、五四の一部、六四から六六までの一部、六七、六七の一、六八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字森藤字竹下の全域</p> <p>大字森藤字上大フケ七二、七二の一、七三、七三の一、七四、七四の一、七五、七五の一、七六、七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七七の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字森藤字垣加坪一四〇の一部、一四〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字森藤字前塚田一六〇の一から一六〇の三までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字森藤字稲荷前</p> <p>大字森藤字稲荷前の一(一〇七)合併の一部以外の区域</p> <p>大字森藤字小寺田四七の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>		
<p>大字森藤字垣加坪</p> <p>大字森藤字垣加坪のうち一四〇の一部、一四〇の一、一四一の一部、一四二、一四三の一の一部、一四三の二、一四四の一の一部、一四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字森藤字前塚田</p> <p>大字森藤字前塚田のうち一六〇から一六〇の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字森藤字垣加坪一四〇の一部、一四一の一部、一四二、一四三の一の一部、一四三の二、一四四の一の一部、一四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字森藤字垣ノ内一六九の一、一六九の二の一部、一七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字森藤字垣ノ内</p> <p>大字森藤字垣ノ内の一六九の一、一六九の二、一七〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一七〇の二、一七〇の三、一七〇の四、一七〇の五、一七〇の六、一七八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字森藤字庄免</p> <p>大字森藤字庄免の全域</p> <p>大字森藤字垣ノ内一六九の二の一部、一七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七〇の二、一七〇の三、一七〇の四、一七〇の五、一七〇の六、一七八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字森藤字宮ノ前二五三の一、二五三の二の一部、二五三の三の一部、二五六の一の一部、二五六の二から二五六の四まで、二五七の一、二五七の二、二五七の三の一部、二五八、二五九の一から二五九の三まで、二六〇の一部、二六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字森藤字宮ノ前</p> <p>大字森藤字宮ノ前のうち二五三の一、二五三の二の一部、二五三の三の一部、二五六の一の一部、二五六の二から二五六の四まで、二五七の一、二五七の二、二五七の三の一部</p>

大字森藤字穴田	部、二五八、二五九の二から二五九の三まで、二六〇の二、二六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字森藤字ナル二六二から二六五まで、二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六七の二、二六八から二七〇まで、二七一の一、二七一の二、二七二、二七三、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字森藤字穴田二七五から二七七までの一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字森藤字鋤ノ崎	大字森藤字穴田のうち二七五から二七七までの一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字森藤字ナル二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字森藤字大法ノ下三〇一の二の一部、三〇二の二の一部、三〇三の二の一部、三〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字森藤字大法ノ下	大字森藤字鋤ノ崎の全域 大字森藤字大法ノ下二九八の三 大字森藤字大法屋敷三一五の四、三一五の八及びこれらと一体をなす国有地
大字森藤字大法屋敷	大字森藤字大法ノ下のうち二九八の三、三〇一の二の一部、三〇二の二の一部、三〇三の二の一部、三〇三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字森藤字大法屋敷三一五の三及びこれらと一体をなす国有地 大字森藤字大法屋敷のうち三一五の三、三一五の四、三一五の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>廃止する字の名称</p> <p>大字槻下字上柏谷、大字槻下字下柏谷、大字杉下字小フケ、大字杉下字東源六、大字杉下字大澤、大字杉下字明田、大字杉下字宮ノ前、大字杉下字墓ノ下モ、大字森藤字竹下、大字森藤字ナル</p>	<p>鳥取県告示第三百十八号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大栄地区第三工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和六十年三月二十二日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>新たに画する字の名称</p> <p>大字由良宿字今地</p> <p>大字由良宿字操ヶ坪五五の二及び五五の一、五五の二と一体をなす国有地の一部 大字由良宿字下今地のうち五六の二、五七の二、五九の三、五九の四、六〇の三、六一の二、六二の二、六三の二、六五の二、六六の二、六六の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>同上の区域（昭和六十年二月一日現在の地番による。）</p>

<p>大字由良宿字東</p>	<p>地の一部以外の区域 大字由良宿字上今地のうち六九の二、六九の三、七〇の二、七二の二、七五の二、七六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六九の一、七六の一、七七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字由良宿字市口七八の一、七九、八〇の一部、八一、八一の一及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字大山一〇〇、一〇〇の一の一部、一〇一の一部、一〇二の一の一部、一九九四から一九九七までの一部、一九九九の一部、二〇〇〇の一部、二〇〇五の二の一部、二〇〇五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字ヲトコ一九九から一六二までの一部、一六五の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字寺向イ一六七の一部、一六七の一切一部、一七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七〇の一、一七〇の二の一部、一七二、一七二の二、一七二の三、一七三、一七四、一七五の一と一体をなす国有地の一部 大字由良宿字今地西平二七五の一、二七五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二六六の四、二六六の五、二七五の二と一体をなす国有地の一部 大字六尾字今地谷一八九の二、一九五の二、一九五の三、一九六の二、一九六の三、一九七の二、一九七の三、一九八の二、一九八の三、一九九の二、二〇〇の二、二〇〇の三 大字六尾字今地山一二〇の一の三から一二〇の一の五まで、一二〇五の三、一二〇五の四、一二〇六の三から一二〇六の七まで、一二一一の二、一二一二の二及び一二一一の二、一二一二の二と一体をなす国有地 大字六尾字下四ツ塚一五三二の二三、一五三二の二四、一五三七の二、一五三七の四</p>
<p>山 大字由良宿字宮</p>	<p>大字由良宿字西 畑</p> <p>二の二、一〇三、一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字荒神峯一〇九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字由良宿字ヲトコのうち一五四の一部、一五五の一部、一九九から一六二までの一部、一六五の一部、一六六の一部一九八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字由良宿字寺向イ一六七の一部、一六七の一の一部、一六八、一六九、一七〇の二の一部、一八四の一の一部、一八四の三の一部、一八四の四、一八五、一八六の一部、一八七から一九一まで、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字東屋敷一九八二の一の一部、一九八二の二の一部、一九八三の一部、一九八四の一の一部 大字由良宿字御経塚六七三の一の一部、六七三の二の一部、六七四の一部、六七五の一、六七五の二、六七六、六七七、六七八の一部、六八四から六八六までの一部、六八七の二の一部、六八七の二の一部、六九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字別所尾七一〇の三の一部、七一、七一の一、七一の四、七二から七二六までの一部、七二七の一、七二九の一、七三〇の一、七三一の一、七三二から七三四まで、七三五の一、七三〇の一、七三一の一、七三二、七三三、七三四の一、七三五の一、七三五の二、七三六から七四二まで、七四二の一、七四二次一、七四三(合併)、七四五、七四五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿下高江田八三八の六、八三八の八、八三九の一、八四〇の二、八四三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字由良宿字西稲場七〇一の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	

大字由良宿字今地西平	大字由良宿字下今地	大字由良宿字操ヶ坪	区域を変更する字の名称	大字由良宿字東大栗	
大字由良宿字今地西平のうち二七五の一、二七五の三及び	大字由良宿字下今地五六の二及びこれと一体をなす国有地	大字由良宿字操ヶ坪のうち五五の二及び五五の一、五五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	同上の区域（昭和六十年二月一日現在の地番による。）	<p>大字由良宿字榊塚二二二九の二、二二三〇の三、二二三〇の四、二二三二の二の一部、二二三三の三、二二三二の五から二二三二の七までの一部、二二三二の〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二七、二二二九、二二三二の八と一体をなす国有地</p> <p>大字由良宿字八重谷二二七七の一の一部、二二七七の二の一部、二二七七の三、二二七七の四の一部、二二七七の一〇の一部、二二七七の一の一部、二二七七の二二から二二七七の一五まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字妻波字大栗一五一〇の一から一五一〇の四まで、一五一〇の一の一部、一五一一の二から一五一一の四まで、一五一一の五の一部、一五一一の六、一五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字由良宿字荒神峯一一〇の五、一一二の五の一部、一一三の四、一一四の一部、一一五の二の一部、一一五の二の一部、一九九二の一部</p> <p>大字由良宿字二子塚二〇七七の二、二〇七七の三、二〇七九の六から二〇七九の一五まで、二〇七九の一八、二〇七九の二八、二〇七九の三〇、二〇八〇の二、二〇八〇の三、二〇八三、二〇八四の一、二〇八四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字由良宿字屋敷			大字由良宿字東屋敷	大字由良宿字小谷頭	大字由良宿字寺向イ
大字由良宿字屋敷の全域 大字由良宿字荒神峯一一七の一部、一一八の一部、一一九の一から一一九の三までの一部			<p>大字由良宿字東屋敷のうち一九八二の一の一部、一九八二の二の一部、一九八三の一部、一九八四の一の一部、一九八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字由良宿字ヲトコ一五四の一部、一五五の一部、一九八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九八六と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字由良宿字寺向イ一九二から一九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字由良宿字小谷頭一九七の二の一部</p>	<p>大字由良宿字小谷頭のうち一九七の二の一部以外の区域</p> <p>大字由良宿字東屋敷一五三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字由良宿字ヲトコ一五四の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字由良宿字寺向イ一八三、一八四の一の一部、一八四の三の一部、一八六の一部、一八六の一、一九二から一九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>これらと一体をなす国有地並びに二六六の四、二六六の五、二七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字由良宿字寺向イのうち一六七、一六七の一、一六八、一六九、一七〇の二の一部、一八三、一八四の一、一八四の三、一八四の四、一八五、一八六、一八六の一、一八七から一九四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一七〇の一、一七二、一七二の二、一七二の三、一七三、一七四、一七五の一と一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字由良宿字下 高江</p>	<p>大字由良宿字宮 ノ前</p>	<p>大字由良宿字下 高江田</p>	
<p>大字由良宿字下高江田八三八の二の一部、八三八の三の一部、八四一の一部、八四二の一部、八四四の一部、八四四の二、八四六の一部、八四六の二の一部、八四七の二の一部、八四九の一部、八四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八三八の三と一体をなす国有地</p>	<p>大字由良宿字宮ノ前のうち九六八の四から九六八の四まで、九七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字由良宿別所尾七二七の一部、七二八の一部、七二八の二の一部、七三三の二の一部、七三五の二の一部、八三八の三の一部、八三八の六、八三八の八、八三九の二、八四〇の二、八四一の一部、八四二の一部、八四三の二、八四四の二の一部、八四四の二、八四六の二の一部、八四六の二の一部、八四七の二の一部、八四七の二の一部、八四八の一部、八四九の二から八四九の三まで、八五〇の二から八五〇の五まで、八五〇の六の一部、八五一及びこれらと一体をなす国有地並びに八三八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字由良宿字下高江九六七と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字由良宿字御縁塚のうち六七三の二の一部、六七三の二の一部、六七四の一部、六七五の二、六七五の二、六七六、六七七、六七八の一部、六八四から六八六までの一部、六八七の二の一部、六八七の二の一部、六八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字由良宿字西稲場六九八から七〇〇まで、七〇一の二の一部、七〇二の二、七〇三の二、七〇四の二、七〇五の二、七〇五の二、七〇六の二、七〇七から七〇九まで、二〇八五の二、二〇八六の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字由良宿字別所尾七二〇の三の一部、七二二、七二三から七二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字由良宿字上 高江田</p>		<p>大字由良宿字別所尾</p>	<p>有地の一部</p> <p>大字由良宿字東高江八九四の二の一部、八九四の二の一部、八九五、八九六、八九六の二、八九七、八九八の一部、八九九の一部、九〇〇の一部、九〇一、九〇二、九〇三の一部、九〇四の一部、九一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字由良宿字西高江九三七の一部、九三八の一部及び九三八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字由良宿字下高江のうち九四二の一部、九四五の一部、九四五の二の一部、九四五の二の一部、九四六の一部、九四七の一部、九四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字由良宿字宮ノ前九六八の四から九六八の四まで、九七七及びこれらと一体をなす国有地</p>
		<p>大字由良宿字別所尾のうち七二〇の二の一部、七二〇の二の一部、七二〇の三、七二一、七二二の二、七二二の二の一部、七二二の四、七二二から七二六まで、七二七の二、七二八の一部、七二八の二、七二九の二、七三〇の二、七三一の二、七三二から七三四まで、七三五の二、七三六の二の一部、七三七の一部、七二八の一部、七二八の二の一部、七三〇の二、七三一の二、七三二、七三三、七三四の二、七三五の二の一部、七三五の二の一部、七三五の二、七三五の二、七三六から七四二まで、七四二の二、七四二の二、七四三、七四四) 合併、七四五、七四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字由良宿字西稲場七〇二の二、二〇八五の二、二〇八六の二</p> <p>大字由良宿字別所尾七二〇の二の一部、七二〇の二の一部、七二一の二の一部、七二二の一部、七二二の二の一部、七二六の一部、七二七の一部、七二七の二の一部、七二八の一部</p>

<p>大字由良宿字荒神谷</p>	<p>大字由良宿字荒神峯</p>	<p>大字由良宿字西稲場</p>	<p>大字由良宿字下高江田八四七の二の一部、八四七の二の一部、八四八の一部、八四九の二から八四九の三までの一部、八五〇の二から八五〇の五まで、八五〇の六の一部、八五一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字由良宿字上高江田のうち八五八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字由良宿字下湯谷八六〇の一部、八六一の一部、八六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字東高江二〇八七の五の一部、二〇八九の一部、二〇九〇の二の一部、二〇九五の一部及び八九三の二、二〇八七の五と一体をなす国有地の一部 大字由良宿字下樽田二〇九七の一部</p>
<p>大字由良宿字荒神谷のうち一九九一の二以外の区域</p>	<p>大字由良宿字荒神谷一九九一の二 大字由良宿字荒神峯のうち一〇八、一〇九の一部、一一〇の三、一一〇の四の一部、一一〇の五、一一二の五の一部、一一三の二の一部、一一三の四、一一四の一部、一一五の二の一部、一一五の二の一部、一一七の一部、一一八の一部、一一九の二から一一九の三までの一部、一九九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字由良宿字西稲場七〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字東屋敷一九八四の二の一部、一九八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字由良宿字西稲場のうち六九八から七〇〇まで、七〇一の二、七〇二の二、七〇三の二、七〇三の二、七〇四の二、七〇五の二、七〇五の二、七〇六の二、七〇七から七〇九まで、二〇八五の二、二〇八五の二、二〇八六の二、二〇八六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字由良宿字上高江田八五八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字下湯谷八六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字東高江八九三の二、八九三の二、八九四の二の一部、八九四の二の一部、九一〇から九一五までの一部、二〇八七の二から二〇八七の四まで、二〇八七の五の一部、二〇八九の一部、二〇九〇の二の一部、二〇九〇の二の一部、二〇九二の二の一部、二〇九四の二の一部、二〇九四の三の一部、二〇九四の四から二〇九四の七まで、二〇九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字下高江田八四九の二の一部、八四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字下樽田二〇九六の二の一部、二〇九六の二、二〇九七の一部、二〇九八の一部、二〇九九の一部、二〇一〇の二の一部、二〇一〇の三の一部、二〇一〇の四の一部</p>
<p>大字由良宿字大山</p>	<p>大字由良宿字下樽田</p>	<p>大字由良宿字市口八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字大山のうち一〇〇、一〇〇の二の一部、一〇一の一部、一〇二の二の一部、一〇二の二、一〇三、一〇五の一部、一九九四から一九九七までの一部、一九九九の一部、二〇〇〇の一部、二〇〇五の二の一部、二〇〇五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字由良宿字荒神峯一〇八、一〇九の一部、一一〇の三、一一〇の四の一部、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字由良宿字上高江田八五八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字下湯谷八六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字東高江八九三の二、八九三の二、八九四の二の一部、八九四の二の一部、九一〇から九一五までの一部、二〇八七の二から二〇八七の四まで、二〇八七の五の一部、二〇八九の一部、二〇九〇の二の一部、二〇九〇の二の一部、二〇九二の二の一部、二〇九四の二の一部、二〇九四の三の一部、二〇九四の四から二〇九四の七まで、二〇九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字下高江田八四九の二の一部、八四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字由良宿字下樽田二〇九六の二の一部、二〇九六の二、二〇九七の一部、二〇九八の一部、二〇九九の一部、二〇一〇の二の一部、二〇一〇の三の一部、二〇一〇の四の一部</p>

大字由良宿字二子塚

大字由良宿字下湯谷八六二の一の一部、八六二の二の一部、八六二の三、八六五の一の一部、八六五の二、八六六から八六八までの一部及びこれらと一体をなす国所有地
大字由良宿字二子塚のうち二〇七七の二、二〇七七の三、二〇七九の六から二〇七九の一五まで、二〇七九の一八、二〇七九の二八、二〇七九の三〇、二〇八〇の二、二〇八〇の三、二〇八一の二の一部、二〇八三、二〇八四の一、二〇八四の二及びこれらと一体をなす国所有地並びに二〇七一、二〇七二の一、二〇七三の一、二〇七三の二、二〇七五の六と一体をなす国所有地以外の区域

大字由良宿字下湯谷

大字由良宿字下湯谷のうち八六〇の一部、八六一の一部、八六二の一の一部、八六二の二の一部、八六二の三、八六五の一の一部、八六五の二、八六六から八六八までの一部、八七五の一の一部、八七五の二の一部、八七六の一の一部、八七六の二の一部、八七七、八七七の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
大字由良宿字二子塚二〇八一の二の一部及び二〇七二の一、二〇七三の二、二〇七五の六と一体をなす国所有地の一部
大字由良宿字下湯田二〇三の一から二〇三の四までの一部、二一〇四の一の一部、二一〇四の二の一部

大字由良宿字上樽田

大字由良宿字上湯谷八八二の一の一部及びこれと一体をなす国所有地
大字由良宿字下樽田二〇九六の一の一部、二〇九八の一部、二〇九九の一部、二一〇一の一から二一〇一の五までの一部、二一〇一の六から、二一〇一の一三まで、二一〇二の一、二一〇二の二の一部、二一〇二の三の一部、二一〇二の四、二一〇二の五の一部、二一〇二の六、二一〇二の七の一部、二一〇二の八、二一〇二の九の一部、二一〇二の一〇、二一〇三の一から二一〇三の四までの一部、二一〇四の一の一部、二一〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地

大字由良宿字上湯谷

大字由良宿字上樽田二一〇五の一の一部、二一〇五の二の一部、二一〇六の一の一部、二一〇六の二の一部、二一〇七から二一〇七までの一部、二一一一の一、二一一一の二の一部、二一一二の一、二一一二の二の一部

大字由良宿字大立山

大字由良宿字下湯谷八七五の一の一部、八七五の二の一部、八七六の一の一部、八七六の二の一部、八七七、八七七の一の一部及びこれらと一体をなす国所有地
大字由良宿字上湯谷のうち八八二の一の一部及びこれと一体をなす国所有地以外の区域
大字由良宿字大立山二〇六六の三、二〇六六の五、二〇六七と一体をなす国所有地
大字由良宿字二子塚二〇七一、二〇七三の一、二〇七三の二と一体をなす国所有地の一部
大字由良宿字下樽田二〇三の四の一部、二一〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地
大字由良宿字上樽田二〇六の一の一部、二一〇六の二の一部、二一〇八の一部、二一一〇の一部、二一一二の二の一部

大字由良宿字市道

山字由良宿大立山のうち二〇六六の三、二〇六六の五、二〇六七と一体をなす国所有地以外の区域
大字由良宿字東高江二〇九〇の一の一部、二〇九二の一の一部、二〇九二の三、二〇九三の一、二〇九三の二、二〇九四の一、二〇九四の二の一部、二〇九四の三の一部及びこれらと一体をなす国所有地
大字由良宿字下樽田二〇九六の一の一部、二〇九六の三、二〇九九の一部、二一〇〇、二一〇一の一の一部、二一〇一の三から二一〇一の五までの一部、二一〇一の一四、二一〇二の二の一部、二一〇二の三の一部、二一〇二の五の一部、二一〇二の七の一部、二一〇二の九の一部及びこれらと一体をなす国所有地

鳥取県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川第二地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次